

さいたま市教育委員会会議

(定 例 会)

令和6年2月22日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和6年2月22日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

議案第12号 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

議案第13号 市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2の規定に基づく協議について

議案第14号 さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則の制定について **【別冊1】**

議案第15号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱について **【非公開案件】**

3 そ の 他

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

4 閉 会

議案第12号

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、別紙のとおり市長と協議する。

令和6年2月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱の一部を改正する要綱

さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱（平成19年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）			
評価者等 被評価者	第1次 評価者	第2次 評価者	調整者	評価者等 被評価者	第1次 評価者	第2次 評価者	調整者
[略]				[略]			
係長、主幹、課長補佐、副参事、その他上記相当職、 <u>専門幹</u>	[略]			係長、主幹、課長補佐、副参事、その他上記相当職	[略]		
課・室・館・所長、参事、次長、副理事、その他上記相当職、 <u>調整幹</u>	[略]			課・室・館・所長、参事、次長、副理事、その他上記相当職	[略]		
部長、 <u>総合調整幹</u> ※2	[略]			部長 ※2	[略]		
備考 [略]				備考 [略]			

別表第8を次のように改める。

別表8（第12条関係）

人事評価の種類	適用職員		評価シートの様式
能力評価	全ての管理職		課長相当職以上 様式第1号
	全ての役職定年職員		総合調整幹、調整幹、専門幹 様式第2号
	行政職給料表	管理職を除	主査、係長、課長 様式第3号

	適用職員	く 全ての職員	補佐相当職	
			主事、主任相当職	様式第 4 号
	医療職給料表 (2)、(3) 適用職員	管理職を除 く 全ての職員	主査、係長、課長 補佐相当職	様式第 5 号
			栄養士、看護師、 養護師、主任相当 職	様式第 6 号
	技能職給料表適用職員	全ての職員	様式第 7 号	
業績 評価	技能職員以外の職種	主査相当職以上の 職員	様式第 8 号	
		主任相当職以下の 職員	様式第 9 号	
	技能職員	全ての職員	様式第 10 号	
人事 評価	フルタイム勤務を除く全ての再任用職員		様式第 11 号	

様式第 10 号を様式第 11 号とし、様式第 2 号から様式第 9 号までを 1 様式ずつ繰り下げ、様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

() 年度) 能力評価シート I〔役職定年職員用〕 ※裏面は業績評価 I シートとすること。

所属		職員番号		氏名		評価期間	
						月 日 ~ 月 日	

評価項目	評価要素	定義(求められる能力・行動)	自己評価 (評語)	第1次評価 (評語・評点)	第2次評価 (評語・評点)
発揮能力	監督・統率	部下の士気を高めつつ、組織をまとめ、自ら率先して進むべき方向に導く能力	a b c	a b c ⑮ ⑨ ③	a b c ⑮ ⑨ ③
	育成・指導	部下・後輩等の能力や適性等に応じて、適切な指導・サポートを行い、資質を向上させる能力	a b c	a b c ⑮ ⑨ ③	a b c ⑮ ⑨ ③
	折衝・説明	組織や自分の考え・意図を相手に的確に説明し理解させるとともに、その過程で意見の調整を行い、最適な結論を導き出し合意を得る能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	企画・創意工夫	市民ニーズや業務処理上の問題点を把握し、その解決に最適な方策の立案と実現のための段取りを組み立て、その効果を検証する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	決断・判断	市民や組織全体への影響など、様々な状況を総合的・多角的に把握、理解し、先見性をもった的確に決断・判断する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	知識・情報収集	新しい知識・技術の習得や情報の収集を常に行い、整理、分析し職務に活用する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
意欲・態度	責任感	全体の奉仕者として、職責を自覚し、責任をもって最後までやり遂げ、結果を出そうとする態度・行動	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	積極性	通常業務だけでなく、困難課題や新事業に自主的かつ前向きに取り組み、市民満足度を高めようとする意欲的な態度・行動	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	協調性	目標達成・課題解決のために協力する姿勢、またチームワークに貢献し、良好な人間関係を構築しようとする態度・行動	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
自己評価の理由			評点合計	/100	/100
			第2次評価者 コメント(評価理由)		
			調整者 コメント(評価理由)		
			第1次評価者 コメント(評価理由)		

※評価者・調整者の記名・押印は裏面の業績評価シートへ。

<能力評価基準>

評語	評語の意味		
a 優 秀	当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を上回っており、職員の模範である。		※「期待」とは、「職位に求められる期待役割」を踏まえた上での着眼点に掲げる行動水準を指す。
b 普 通	当該職位に求められる能力、意欲・態度がほぼ期待どおりであり、特に問題はない。		
c 不 足	当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を下回っており、努力が必要である。		

(人事評価 総合評価結果)

能力評価	業績評価	能力評価 × 0.5 + 業績評価 × 0.5		総合評価 (絶対評価)	
評点合計	評点合計	⇒		評点合計	評語
※小数点以下第1位を四捨五入					
評語基準 (評点の範囲)	S	A	B	C	D
	85点以上	70点以上85点未満	55点以上70点未満	35点以上55点未満	35点未満

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の規定に基づき、人事評価に関し必要事項については、地方公共団体の長に協議しなければならないため、別紙のとおり市長と協議するものです。

議案第13号

市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2の規定に基づく協議について

地方公務員法第15条の2の規定に基づき、別紙のとおり市長と協議する。

令和6年2月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する要綱の一部を改正する要綱

さいたま市職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する要綱（平成28年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(標準的な職及び標準職務遂行能力) 第2条 標準的な職及び標準職務遂行能力は、次の表のとおりとする。 (技能職給料表適用者以外)			(標準的な職及び標準職務遂行能力) 第2条 標準的な職及び標準職務遂行能力は、次の表のとおりとする。 (技能職給料表適用者以外)		
級	標準的な職	標準職務遂行能力	級	標準的な職	標準職務遂行能力
	[略]			[略]	
	[略]			[略]	
	主幹・主任指導主事	1～3 [略]		主幹・主任指導主事・参与	1～3 [略] <u>4 豊富な経験に基づく知識、技術の伝承者となる（参与のみ）。</u>
4級	総合調整幹	市政・区政の総合調整者 1 局・区の政策・方針の決定を支援し、市政を前進させるために必要な折衝・調整を行う。 2 管理職としてのマネジメントの経験に基づき、幹部職員をはじめとする管理職に対し、組織管理のための監督・統率に関する助言及び支援を行う。 3 実務を通じて培った専門知識及び多様な経験を基に、複雑・困難な業務の遂行者となる。 4 豊富な経験に基づく知識、技術を後進に伝承する	4級		

	とともに、人材育成の風土を醸成し、組織力の向上を図る。
調整幹	<p>施策推進の調整者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部の施策・方針の構想及び決定を支援するとともに、施策を推進し、実現するために必要な折衝・調整を行う。 2 管理職としてのマネジメントの経験に基づき、管理職に対し、組織管理のための監督・統率に関する助言及び支援を行う。 3 実務を通じて培った専門知識及び多様な経験を基に、複雑・困難な業務の遂行者となる。 4 豊富な経験に基づく知識、技術を後進に伝承するとともに、人材育成の風土を醸成し、組織力の向上を図る。
専門幹	<p>複雑・困難な業務の遂行者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実務を通じて培った専門知識及び多様な経験を基に、課の複雑・困難な業務の遂行者となる。 2 必要な方策の立案や折衝・調整を行い、業務を着実に遂行する。 3 管理監督職としてのマネジメントの経験に基づき、組織運営上の課題の解決や業務改善に取り組み、課の管理監督職を支援する。 4 豊富な経験に基づく知識、技術を後進に伝承するとともに、課の人材育成の風土を醸成する。
参与	<p>事務事業の統括的推進者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実務を通じて培った専門知識及び多様な経験を基に、課の複雑・困難な業務の遂行者となる。 2 課の方針や事務事業の決定を支援し、事務事業を推進し、実現するために必要な折衝・調整を行う。 3 管理職としてのマネジメントの経験に基づき、組織

	<p>運営上の課題の解決や業務改善に取り組み、課の管理監督職を支援する。</p> <p>4 豊富な経験に基づく知識、技術を後進に伝承するとともに、課の人材育成の風土を醸成する。</p>		
[略]		[略]	

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の規定に基づき、標準的な職及び標準職務遂行能力に関し必要事項については、地方公共団体の長に協議しなければならないため、別紙のとおり市長と協議するものです。

その他

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく、市長との協議について別紙のとおり報告する。

令和6年2月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

(写)

総総総第2403号
令和6年1月23日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇 人



市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7
の規定に基づく協議についての一部を改正する協議について (回答)

令和6年1月19日付け教管教総第3644号で協議のありました標記の件
については同意します。



担当
総務局 総務部 総務課
市川
内線：2313

(写)

教管教総第3644号

令和6年1月19日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市教育委員会



市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を改正することについて、別紙のとおり協議します。

担当 教育総務課 秘書・総務係 畠山

(内) 3914

別紙

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(副教育長等への補助執行事項) 3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を副教育長その他の教育委員会職員に補助執行させる。 (1)～(11) [略] <u>(12) さいたま市債権管理条例(平成28年さいたま市条例第11号)第10条第1項の規定による非強制徴収債権の放棄に関すること。</u> <u>(13) 学校給食費の徴収、納付及び減免その他の学校給食費の管理に関すること。</u>			(副教育長等への補助執行事項) 3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を副教育長その他の教育委員会職員に補助執行させる。 (1)～(11) [略]		
別表（第5項関係）			別表（第5項関係）		
専決事項	小学校、中学校及び特別支援学校の校長	高等学校及び中等教育学校の校長	専決事項	小学校、中学校及び特別支援学校の校長	高等学校及び中等教育学校の校長
[略]			[略]		
2 支出負担行為	[略]		2 支出負担行為	[略]	
(1)・(2) [略]			(1)・(2) [略]		
(3) 需用費（光熱水費を除く。）			(3) 需用費（光熱水費を除く。）		
ア～ウ [略]			ア～ウ [略]		
エ 賄材料費（1,000万円未満）	○	○			
オ 医薬材料費	[略]		<u>エ 賄材料費及び医薬材料費</u>	[略]	
(ア)・(イ) [略]			(ア)・(イ) [略]		

(写)

カ アからオまでに掲 げるもの以外のもの	オ アからエまでに掲 げるもの以外のもの
(ア)・(イ) [略]	(ア)・(イ) [略]
(4)～(9) [略]	(4)～(9) [略]
[略]	[略]

附 則

この協議は、令和6年4月1日から効力を生じるものとする。

(写)

提案理由

学校給食費の公会計化に伴い、市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき定められた、市長と教育委員会との間の事務の補助執行の一部を改正するため、市長と協議するものです。

議案第 14 号

さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則の制定について

教育職員免許法の特例に基づき授与する特別免許状に関する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、市教育委員会が、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条に規定する教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）の特例に基づき授与する教育職員の特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）に関し、必要な事項を定め、もってさいたま市における学校教育の効果的な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「受検者」とは、特例特別免許状の授与に係る免許法第6条第1項に規定する教育職員検定（以下「検定」という。）を受ける者をいう。

(申請書類)

第3条 受検者は、特例特別免許状の授与に係る検定を申請するときは、次に掲げる書類を市教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 教育職員特別免許状検定授与願（様式第1号）
- (2) 担当しようとする教科又は教科の領域の一部について有用な専門的知識経験又は技能（以下「有用な知識経験等」という。）を証明する書類
- (3) 次の証明書のうち必要なもの
 - ア 卒業証明書
 - イ 免許状等の授与証明書、免許状等受得証明書又は免許状等の写し
 - ウ 学業成績証明書
- (4) 人物に関する証明書（様式第2号）
- (5) 身体に関する証明書（様式第3号）
- (6) 履歴書（様式第4号）
- (7) 戸籍抄本、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し

2 受検者は、その性質上前項第2号に規定する有用な知識経験等の証明書を取得できないときは、自己申告書（様式第5号）をもってこれに代えることができる。

3 人物に関する証明は、学校の長若しくは所属の長又は免許法に定める実務証明責任者の作成した証明書によるものとする。

4 身体に関する証明は、医師の作成した証明書によるものとする。

5 第1項の申請をしようとする者は、任命又は雇用しようとする者からの推薦書を添付しなければならない。

6 第1項に掲げる書類のほか、市教育委員会は受検者に対し、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(検定の実施)

第4条 市教育委員会は、前条に規定する申請書類の提出があったときは、受検者の人物、実務、身体及び学力の各項目について、前条に掲げる書類に基づき、検定を行う。

第5条 市教育委員会は、実務及び学力に関する検定に関し、有用な知識経験等について、担当しようとする学校の種別及び教科を考慮して行う。

2 前項の有用な知識経験等の取扱いについては、市教育委員会教育長が別に定める。

(学識経験者等の意見聴取)

第6条 免許法第5条第4項の規定による学校教育に関し学識経験を有する者その他文部科学省令に定める者の意見の聴取に関し必要な事項については、別に定める。

(決定)

第7条 市教育委員会は、前条の規定による意見を聴取し、検定の合否の決定をする。

2 教育委員会は、前項の決定をしたときは、受検者に対し、書面をもってこれを通知する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市教育委員会教育長が別に定める。

(特例特別免許状の授与)

第9条 市教育委員会は、検定に合格し、かつ、教育委員会が実施する教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条に規定する教員の採用に関する選考に合格した者に対して、特例特別免許状(様式第6号)を授与する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員特別免許状検定授与願

(宛先)

さいたま市教育委員会

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
本籍地	都道府県	電話番号	
現住所			
勤務（予定）校			
<p>私は、下記のとおり教育職員検定による教育職員免許状の授与を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号まで</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
授与を受けようとする免許状の種類			
同上の教科・教育領域			
出願の根拠法令			

人物に関する証明書

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

年 _____ 月 _____ 日

証明者職・氏名 _____

記

項 目	観 察 の 内 容
社 会 性	
責 任 感	
自 主 性	
指 導 力	
研 究 心	
総合的所見	

様式第4号（第3条関係）

履 歴 書

氏名		生年月日	年 月 日
本籍地	都 道 府 県	現住所	

学 歴	学校名（課程等）	修 学 期 間	卒業・修了等
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	

所有免許状又は資格	免許状種類	教科等	免許状番号	授与年月日 (授与権者)	免許状に記載の氏名 (免許状に記載の本籍地)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)

※ 所有する教育職員免許状は全て記入してください。

賞 罰	無 有 (年 月 日)
-----	---------------

※ 有無のいずれかに○を付け、「有」の場合、具体的に記入してください。

職 歴	年 月 日	事 項	職 名

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 氏 名

様式第5号（第3条関係）

自己申告書

さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則第3条第2項の規定に基づき、「有用な知識経験等」について、下記のとおり申告します。

記

「有用な知識経験等」に関する経歴

年 月 日	有用な専門的知識経験又は技能に関する事項

年 月 日

氏 名

特別免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に構造改革特別区域法第十九条及び教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について 特別免許状を授与する。

記

年 月 日

さいたま市教育委員会

印

第 号

根拠規定

教育機関名

基礎資格

教育機関名

卒業又は修了の年月日

備 考

提案理由

教育職員免許法の特例に基づき授与する教育職員の特別免許状に関し、さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則を定めるものです。

なお、施行期日は公布の日です。

構造改革特別区域法

第1条（目的）

この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第19条（教育職員免許法等の特例）

- (1) 市町村の教育委員会が、第十二条第一項に規定する特別の事情、第十三条第一項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、次に掲げる者に特別免許状（教育職員免許法第四条第一項に規定する特別免許状をいう。以下この条及び別表第九号において同じ。）を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第五条第六項中「教育委員会（）」とあるのは「教育委員会（特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会。）」と、同法第九条第二項中「有する」とあるのは「有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十二条第二項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村（以下この項において「認定市町村」という。）の教育委員会を含む。次項及び次条第一項において同じ。）」と、「都道府県教育職員免許状再授与審査会」とあるのは「都道府県教育職員免

許状再授与審査会（認定市町村においては市町村教育職員免許状再授与審査会。同条において同じ。）とする。

- ① 第十二条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四条第一項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員（教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。）に雇用しようとする者
 - ② 第十三条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四条第一項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
 - ③ その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する給料その他の給与をいう。）又は報酬等（同法第一条に規定する報酬等をいう。）を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者
- (2) 前項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第六項の規定により、市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。
- (3) 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合であっても、同項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第六項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者（同項に規定する授与権者をいう。）及び免許管理者（同法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。）は、当該市町村の教育委員会とする。

教育職員免許法

第4条（種類）

- (1) 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。
- (3) 特別免許状は、学校（幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。
- (6) 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。
 - ① 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）
 - ② 中学校教諭にあつては、前項第一号に掲げる各教科及び第十六条の三第一項

の文部科学省令で定める教科

- ③ 高等学校教諭にあつては、前項第二号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第十六条の四第一項の文部科学省令で定めるもの並びに第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科

第4条の2

- (3) 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

第5条（授与）

- (1) 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- ① 十八歳未満の者
 - ② 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ④ 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
 - ⑤ 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
 - ⑥ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- (3) 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
- ① 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
 - ② 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- (4) 第六項に規定する授与権者は、第二項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。

(6) 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

第5条の2（免許状の授与の手続等）

- (1) 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。
- (2) 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。
- (3) 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

第9条（効力）

- (2) 特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。